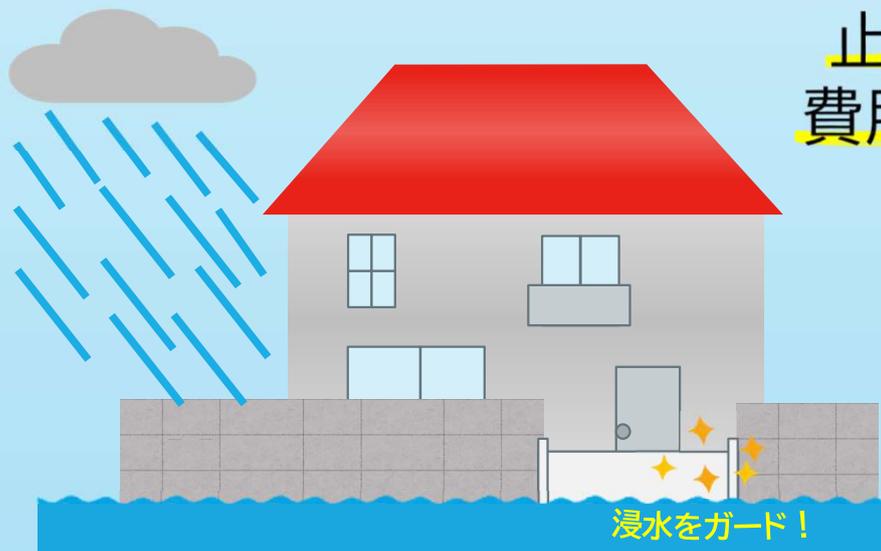


豪雨から建物を守る！

# 止水板設置費助成のご案内



止水板を設置した際の  
費用の一部を助成します

## ▶ 止水板とは？

建物等への浸水を防止することを目的として、出入口や開口部に設置するパネルを指します。工事を必要とする製品と工事不要の製品があり、世田谷区ではどちらも助成対象です。

## ▶ 助成対象の方

世田谷区内で止水板の設置・購入を行う住宅・事業所等の所有者又は使用者  
※別途条件があります。

## ▶ 助成内容

- ①止水板設置等にかかる工事費用
- ②簡易型止水板の購入費用

※浸水に耐えうる材質で、JIS規格(JIS A 4716)で定められた浸水防止性能に準じた製品をお選びください。

## ▶ 助成する額

### ①工事を伴う場合

	助成率	限度額
個人	4/5	100万円
法人	3/5	100万円

### ②購入のみの場合

	助成率	限度額
個人	4/5	16万円
法人	3/5	16万円

## ▶ 対象例



手続きの流れは  
裏面をご覧ください

# 助成金申請手続きの流れ

※令和7年7月10日から令和8年3月31日までに設置・購入した止水板も対象となります。  
一般的な手続きと異なりますので、まずはご連絡ください。

## 事前相談

止水板の設置(購入)予定について、**ご相談ください**。

## 申請書提出

事前相談にて調整した内容で、申請書および関係書類を提出してください。

## 現場確認

止水板を設置する予定の箇所について確認します。

## 申請内容確認

申請内容について、不備等がないか確認します。

## 適用決定通知

申請内容に問題なければ、適用決定通知書を交付します。

## 止水板設置工事 簡易型止水板購入

**適用決定通知書の受領後、止水板の設置(購入)を行ってください**。また、申請内容に変更等がある場合は、下記までご連絡ください。

## 完了届提出

止水板の設置(購入)が終わりましたら、完了届および関係書類を提出してください。

## 現地確認

提出していただいた完了届および関係書類をもとに、現地にて設置(購入)を確認します。

## 交付決定通知

現地確認において問題なければ、交付決定通知書を交付します。

## 請求書提出

交付決定通知書の交付後、請求書を提出してください。**交付決定通知書(写)の添付が必須です**。

## 助成金交付

助成金を指定の口座に振り込みます。

同  
一  
年  
度  
内

ご不明点・ご相談につきましては、下記までご連絡ください。

 : 世田谷区が行う手続き

世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎)

TEL:03-6432-7963 FAX:03-6432-7993

